

西宮市認可外保育施設利用料補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、認可保育所等の利用申込みを行ったにも関わらず保留となり、認可外保育施設を利用している児童の保護者に対して保育料の一部を補助することにより、認可保育所等に入所するまでの間の保護者の負担を軽減することを目的とした西宮市認可外保育施設利用料補助金（以下「補助金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 認可外保育施設 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の2第1項に規定する施設（ただし、居宅訪問型は除く。）
- (2) 認可保育所等 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第7条第4項に規定する西宮市内の保育所及び認定こども園及び第5項に規定する西宮市内の地域型保育事業。
- (3) 仮算定保育料 児童が認可保育所等に入所する場合に保育標準時間で当該年度の4月分として算定される西宮市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する規則第3条第1項第2号に規定する利用者負担額。
- (4) 認可外保育施設利用料 保護者と認可外保育施設との利用契約で定められた月額利用料（一時預かり等の場合は合計月額）。ただし、教材費、英会話等の受講料、入会金、年会費、実費払いとして発生する食事代、おむつ代及び個人的な経費は含まないものとする。
- (5) 児童 認可保育所等の利用申込みを行ったにも関わらず保留となり、認可外保育施設を利用している児童のうち、西宮市内に居住する者をいう。
- (6) 利用申込みをしている期間 西宮市保育の利用に関する規則（平成27年西宮市規則第70号）第3条に基づく利用申込みを行ったにもかかわらず、当該月の認可保育所等へ入所ができていない期間のうち、利用申込みが有効な期間をいう。
- (7) 保護者 児童と同一の世帯に属し、認可外保育施設利用料を納入する義務を負っている者をいう。

(補助対象者等)

第3条 補助金の交付の対象者となる保護者であって、補助対象月において、保護者が市内の認可保育所等を入所希望し、利用保留となっており、なおかつ入所決定後に辞退をしていないこと。ただし、市長が特に必要と認める場合には、この限りでない。

2 対象保護者については、利用申込みをしている期間における当該認可外保育施設利用料の支払いが確認できる者とする。ただし、市長が特に必要と認める場合には、この限り

でない。

3 各月において、児童に係る認可外保育施設利用料が仮算定保育料を超えない場合は、当該児童の保護者を補助の対象から除くものとする。

4 所得等の申告が行われていないため、世帯の課税額が判明しない場合は、補助の対象から除くものとする。ただし、申告の義務がない者について、別の方法により課税額が確認できるときは、この限りでない。

(補助金の額)

第4条 市長は、次の計算により得られた額を認可外保育施設利用料補助金として0～2歳児は月額7万円、3～5歳児は月額6万円を上限に交付する。ただし、各月の認可外保育施設利用料が当該利用に係る法第30条の11第1項の規定に基づく施設等利用費の支給額と同額の場合を除く。

(1) 法第30条の5第1項の認定を受けており、かつ仮算定保育料が0円の者

補助金の額 = A (千円未満切り捨て) - C

(2) (1) 以外の者

補助金の額 = 「A - B」と「A - C」を比較し低い方の額 (千円未満切り捨て)

A : 各月の認可外保育施設利用料と補助限度額を比較して低い方の金額

B : 仮算定保育料

C : 当該利用に係る法第30条の11第1項の規定に基づく施設等利用費の支給額

2 施設等利用費の請求があった場合は、前項の規定により決定した補助金と併せて支給する。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、認可外保育施設利用料補助金交付申請書に、次に掲げる書類を添えて、市長に対しその定める期日までに提出しなければならない。市長の定める期日については、施設等利用費の例による。

(1) 認可外保育施設利用料の納入を証する書類 (領収書等)

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(調査等)

第6条 市長は、前条の申請を受理するに当たって、保護者に対し、補助金交付のための審査に必要な書類の提出を求めることができる。

2 市長は、認可保育所等への利用申込みのため、既に提出されている支給認定申請書兼保育利用申込書、保育利用申込継続申請書兼支給認定 (変更) 申請書及び保育利用申込書添付書類に基づき審査を行うものとする。

3 市長は、前項の調査に当たっては、市が保有する住民票関係情報、地方税関係情報等により確認するものとする。

(補助金の交付の決定)

第7条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、申請書及び関係書類を審査し、補助

金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付を決定し、保護者に通知するものとし、当該決定に係る交付額を交付するものとする。

2 前項の審査の結果、補助金を交付すべきものと認められないときは、保護者に通知する。
(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第8条 申請者が次の各号のいずれかに該当した場合は、市長は、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付申請を行ったとき。

(2) 認可保育所等の利用申込みを取り下げたとき。

2 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和元年10月1日から実施する。ただし、この要綱の実施日より前の利用分については、なお従前の例による。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。ただし、この要綱の実施日より前の利用分については、なお従前の例による。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。